

平成25・26年度の建設工事入札参加資格の認定について

平成25・26年度の建設工事の入札参加資格を次のとおり認定した。

1 資格認定者数

区分	全体数	うち市内業者
認定者数	678 (745)	59 (70)

※（ ）内の数字は、平成23・24年度の最終の登録業者数。

2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定する。

(1) 総合数値の算定

- ア 総合数値＝客観数値＋主観数値、により算出
- イ 客観数値は、資格審査申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点
- ウ 主観数値は、次の事項について評価
 - 工事成績数値～市が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）
配点：従前どおり
 - 指名除外数値～指名除外及び下請制限した月数（減点要素）
配点：従前どおり
 - その他数値（加点要素）
配点等：IS014001 及び IS09001 に係る評価を廃止。その他の項目は従前通り

(2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式工 事	建築一式工 事	とび・土 工・コンク リート工 事	ほ装工事	※左記以外 の4段階に 格付する業 種	しゅんせ つ、機械機 具設置、電 気通信工事
A	1,220 以上 (1,255 以上)	1,030 以上 (1,120 以上)	920 以上 (915 以上)	1,060 以上	915 以上	915 以上
B	890 以上 (860 以上)	820 以上 (830 以上)	775 以上 (765 以上)	860 以上 (815 以上)	765 以上	650 以上
C	640 以上 (630 以上)	645 以上 (630 以上)	670 以上 (650 以上)	675 以上 (655 以上)	650 以上	650 未満
D	640 未満 (630 未満)	645 未満 (630 未満)	670 未満 (650 未満)	675 未満 (655 未満)	650 未満	

(注)・「※」は、造園、電気、管、鋼構造物、塗装、水道施設の6業種

- ・最下位以外は上限値を示す。（上限は上位等級の下限未満）
- ・（ ）内の数字は平成23.24年度の格付数値を示す。

3 有効期間

平成25年7月4日から、平成27年度以降の資格認定日まで。

平成25年度及び平成26年度に市が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の算出方法について

- 1 安芸高田市建設工事入札参加資格審査事務処理要領（平成16年訓令第48号）第4に規定する主観数値の算出は、2以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」（平成24年10月17日安芸高田市建管公示第10号。以下「公示」という。）の1の（2）の主観的事項の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 市が発注した建設工事の完成工事成績

平成21年4月1日から平成25年3月末日までの間に、しゅん工検査に合格した市が発注した建設工事で、最終契約金額が250万円以上の工事に係る最終契約金額及び当該工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）及びその件数。

なお、特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体が受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。
 - (2) 市の指名除外の状況

平成22年12月1日以降、平成25年3月末日までの間に、建設業者等指名除外要綱（平成16年訓令第77号）第2条第1項の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）

ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。
 - (3) 市が発注した建設工事の下請負からの除外の状況

平成22年12月1日以降、平成25年3月末日までの間に、市発注工事で、粗雑工事や工事関係者事故等が発生した際、その責めを負うべき下請人で市の資格を有しない者に対して措置された市発注工事の下請負からの排除月数（以下「下請排除月数」という。）
- 3 主観数値の算出方法は、別紙に定める算式によるものとする。

1 主観数値＝工事成績数値（ α ）＋指名除外等数値＋その他数値

※その他数値～建設業災害防止協会への加入、エコアクション21認証登録、土木施工 CPDS 学習単位数、建築 CPD 学習時間数、造園 CPD 学習時間数、障害者雇用の状況、次世代育成支援への貢献状況及び防災活動への貢献状況

（ α の算出方法）

α は下表の左欄の β の数値に応じて、下表右欄の定めにより算出した数値とする。

※ α の数値については、小数点以下第1位を四捨五入処理する。

※計算過程における少数点第5位以下の端数は切り捨てる。

（ β の算出方法）

$$\beta = 0.08 \times (A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots A_n \times B_n \times C_n) / \sqrt{D + E}$$

※計算過程における少数点第5位以下の端数は切り捨てる。

※計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

※ $(A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots A_n \times B_n \times C_n)$ が0を超える場合にEを加える。

計算に用いる各記号の定義

A：各工事の最終契約金額を100万円で除した数値

B：各工事規模補正係数（最終契約金額5億円以上の場合は2.0とし、最終契約金額5億円未満の場合は1.0とする）

C：各工事の工事成績点ー65点

D：工事総件数

E：100点（基本点）

β の数値	α の算出方法
200点以下の数値	β の数値と同値の数値
200点を越え300点以下の数値	200点と、200点を越える数値を2で除した数値を加えた数値
300点を越え400点以下の数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値
400点を越え500点以下の数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値と、400点を越え500点以下の数値を4で除した数値を加えた数値
500点を越える数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を越え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値と、400点を越え500点以下の数値を4で除した数値を加えた数値と、500点を越える数値を10で除した数値を加えた数値

(指名除外等数値)

指名除外等月数×—10

※「指名除外等月数」とは、指名除外月数と下請排除月数との合計値である。

(その他数値の配点)

エコアクション21の認証・登録を受けている場合 10点

土木施工 CPDS 学習単位数又は建築 CPD 学習時間数もしくは造園 CPD 学習単位数～企業毎に合計した学習単位数を次の表に当てはめて配点する。

学習単位(時間) 数	配 点	適用業種		
		土木施工 CPDS	建築 CPD	造園 CPD
180 以上	20	土木一式工事、と び・土工・コンクリ ート工事、法面処理 工事、石工事、鋼構 造物工事、ほ装工 事、しゅんせつ工 事、塗装工事、水道 施設工事	【1.2 級建築士及び 木造建築士】 建築一式、大工工 事、屋根工事、タイ ル・レンガ・ブロッ ク工事、内装仕上工 事 【建築設備士】 電気工事、管工事	造園工事
160 以上 180 未 満	18			
140 以上 160 未 満	16			
120 以上 140 未 満	14			
100 以上 120 未 満	12			
80 以上 100 未満	10			
60 以上 80 未満	8			
40 以上 60 未満	6			
20 以上 40 未満	4			
1 以上 20 未満	2			

障害者雇用の状況を次により配点する。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和34年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接かつ恒常的に雇用している場合 5点

建設業災害防止協会に加入している場合 5点

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合 5点

安芸高田市消防団協力事業所表示制度において認定を受けている場合 10点